

○小矢部市農業研修生受入支援補助金交付要綱

令和6年3月29日告示第114号

小矢部市農業研修生受入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における農業後継者の育成を図るため、農業研修を希望する者（以下「研修生」という。）を受け入れ、農業技術を指導する農業経営体（以下「受入農業経営体」という）に対し、予算の範囲内において小矢部市農業研修生受入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第5号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 研修生 次の各号のいずれにも該当する者をいう。

ア 研修開始時の年齢が18歳以上60歳未満の者

イ 市内に居住している者又は研修開始までに居住する予定の者

ウ 研修後、市内で就農する予定の者

(2) 受入農業経営体 次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 市内の認定農業者である者

イ 市内で認定農業者と同等の生産をしており、研修生の受入れが適当と認められる農業者

ウ 市内の農業生産法人

(補助金の交付要件)

第3条 市長は、研修生が次の各号のいずれにも該当する場合に、受入農業経営体に補助金を交付するものとする。

(1) 過去に当該受入農業経営体と雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を締結していないこと。

(2) 新たに農業経営体に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結して採用された者（ただし本事業の支援終了後に独立等することを前提とした研修生の場合はこの限りではない。）で、採用されてから12か月未満の者であること。

(3) 研修終了後の雇用契約の継続若しくは研修終了後 1 年以内に市内の他の農業経営体に就職又は市内で独立自営就農又は親元就農することを確約すること。

(4) 過去に農業経営体と12か月以上の雇用契約を締結していないこと。

(5) 過去に農業経営を行っていないこと。

2 受入農業経営体が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、当該補助金の交付の対象とはしない。

(1) 国、県又は他の市町村からこの補助金と交付の目的を同じくする他の補助金等の交付を受けている場合

(2) 納期限の到来した未納の市税等がある場合
(研修期間)

第4条 交付対象となる研修に要する期間等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 研修期間 12か月以内とする。ただし、累計2か月を超えるものに限る。

(2) 研修時間 月当たり100時間以上とする。

2 前項の規定は、12か月を超える研修を行うことを妨げるものではない。
(補助金の額)

第5条 研修生1人当たり月額10万円とし、最長12か月交付するものとする。ただし、前条第1項第2号に規定する研修時間に満たない月は交付対象としない。

2 補助金の交付については、当該年度の予算の範囲内にて行うものとする。
(受入人数の制限)

第6条 受入農業経営体が、補助金の対象となる研修生を同時に受け入れることができる人数は、3人を上限とする。

(承認申請)

第7条 研修生の受入れを行おうとする受入農業経営体は、農業研修生受入支援補助金研修内容承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）に受入れする研修生ごとに作成した研修計画書（様式第2号）を添付して、市長に提出しなければならない。

(研修内容の承認)

第8条 市長は、前条の承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、研修内容が適当であると認めたときは、農業研修生受入支援補助金研修内容承認通知書（様式

第3号)により当該受入農業経営体に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第9条 受入農業経営体は、前条により承認を受けた研修内容に変更があった場合には、速やかに農業研修生受入支援補助金研修内容変更承認申請書(様式第4号。以下「変更承認申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があったときは、その内容を変更し、研修内容の変更が適当であると認めたときは、農業研修生受入支援補助金研修内容変更承認通知書(様式第5号)により当該受入農業経営体に通知するものとする。

3 第1項ただし書の規定による軽微な変更とは、第7条の研修計画書の研修予定項目の変更とする。

(研修の中止等)

第10条 受入農業経営体が研修を中止し、又は研修生が研修を辞退する場合は、農業研修生受入支援補助金研修中止(辞退)届(様式第6号)に記入し、受入農業経営体が市長に届け出なければならない。

(研修の報告)

第11条 受入農業経営体は、研修生の受入期間中、研修の実施内容について、研修生ごとに作成した研修月報(様式第7号)を毎月記載し、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(交付申請及び実績報告)

第12条 受入農業経営体は、第8条又は第9条の規定により承認を受けた研修が終了した場合には、当該研修の終了の日から1か月以内又は、当該研修の実施年度の末日のいずれか早い期日までに農業研修生受入支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第8号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。)に受入れした研修生ごとに作成した研修実績書(様式第9号)を添付して市長に提出するものとする。

2 研修期間が複数年度にわたる場合は、交付申請書兼実績報告書を当該研修の実施年度ごとに提出するものとし、その提出期限は、当該研修の実施年度の末日とする。

(交付決定及び額の確定)

第13条 市長は、前条の交付申請書兼実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、当該受入農業経営体に

通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。